

株 主 各 位

第125回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告

新株予約権等に関する事項	……	1 頁
業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況の概要	……	5 頁
当社の財務及び事業の方針の決定を支配 する者の在り方に関する基本方針 (会社の支配に関する基本方針)	……	10 頁
連結資本勘定計算書	……	11 頁
連結注記表	……	12 頁
株主資本等変動計算書	……	16 頁
個別注記表	……	17 頁

第125期
(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

富士フィルムホールディングス株式会社

本内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://ir.fujifilm.com/ja/investors/stock-and-shareholder/shareholders-meeting.html>) に
掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2021年3月31日現在、職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要は、次のとおりです。

新株予約権の区分 (発行決議の日)	新株予約権の数	目的となる株式の 種類と数	新株予約権の 発行価額	新株予約権の 行使時の払込金額	権利行使期間
第3ノ1回 (2009年7月31日)	953個	普通株式 95,300株	1株当たり 2,774円	1株当たり 1円	2009年9月2日から 2039年9月1日まで (注1)
第4ノ1回 (2010年12月24日)	1,126個	普通株式 112,600株	1株当たり 2,937円	1株当たり 1円	2011年2月1日から 2041年1月31日まで (注2)
第5ノ1回 (2012年3月2日)	1,499個	普通株式 149,900株	1株当たり 1,884円	1株当たり 1円	2012年4月3日から 2042年4月2日まで (注3)
第5ノ2回 (2012年3月2日)	27個	普通株式 2,700株	無償	1株当たり 2,012円	2014年3月3日から 2022年3月2日まで
第6ノ1回 (2013年2月26日)	1,629個	普通株式 162,900株	1株当たり 1,757円	1株当たり 1円	2013年4月2日から 2043年4月1日まで (注4)
第6ノ2回 (2013年2月26日)	30個	普通株式 3,000株	無償	1株当たり 1,842円	2015年2月27日から 2023年2月26日まで
第7ノ1回 (2014年2月27日)	1,193個	普通株式 119,300株	1株当たり 2,762円	1株当たり 1円	2014年4月2日から 2044年4月1日まで (注5)
第7ノ2回 (2014年2月27日)	42個	普通株式 4,200株	無償	1株当たり 2,803円	2016年2月28日から 2024年2月27日まで
第8ノ1回 (2015年2月26日)	1,056個	普通株式 105,600株	1株当たり 4,149円	1株当たり 1円	2015年4月2日から 2045年4月1日まで (注6)
第8ノ2回 (2015年2月26日)	50個	普通株式 5,000株	無償	1株当たり 4,205円	2017年2月27日から 2025年2月26日まで
第9ノ1回 (2016年4月27日)	1,019個	普通株式 101,900株	1株当たり 4,371円	1株当たり 1円	2016年6月2日から 2046年6月1日まで (注7)
第9ノ2回 (2016年4月27日)	116個	普通株式 11,600株	無償	1株当たり 4,495円	2018年4月28日から 2026年4月27日まで
第10ノ1回 (2017年4月27日)	1,256個	普通株式 125,600株	1株当たり 3,955円	1株当たり 1円	2017年6月2日から 2047年6月1日まで (注8)
第10ノ2回 (2017年4月27日)	120個	普通株式 12,000株	無償	1株当たり 4,146円	2019年4月28日から 2027年4月27日まで
第11ノ1回 (2018年5月10日)	1,406個	普通株式 140,600株	1株当たり 3,995円	1株当たり 1円	2018年6月2日から 2048年6月1日まで (注9)
第11ノ2回 (2018年5月10日)	202個	普通株式 20,200株	無償	1株当たり 4,241円	2020年5月11日から 2028年5月10日まで
第12ノ1回 (2019年5月8日)	1,312個	普通株式 131,200株	1株当たり 4,922円	1株当たり 1円	2019年6月2日から 2049年6月1日まで (注10)
第12ノ2回 (2019年5月8日)	235個	普通株式 23,500株	無償	1株当たり 5,238円	2021年5月9日から 2029年5月8日まで
第13ノ1回 (2020年5月13日)	1,484個	普通株式 148,400株	1株当たり 4,697円	1株当たり 1円	2020年6月2日から 2050年6月1日まで (注11)
第13ノ2回 (2020年5月13日)	269個	普通株式 26,900株	無償	1株当たり 5,043円	2022年5月14日から 2030年5月13日まで

- 注1 第3ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、本注1及び注2において「権利行使開始日」といいます。）から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2038年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2038年9月1日から2039年9月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注2 第4ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2040年1月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2040年1月31日から2041年1月31日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注3 第5ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、本注3、注4、注5、注6、注7、注8、注9、注10及び注11において「権利行使開始日」といいます。）から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2041年4月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2041年4月2日から2042年4月2日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注4 第6ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2042年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2042年4月1日から2043年4月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注5 第7ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2043年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2043年4月1日から2044年4月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注6 第8ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2044年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2044年4月1日から2045年4月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注7 第9ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2045年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2045年6月1日から2046年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注8 第10ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から歴日10日間に限り新株予約権を行使することができます（当該10日間には、毎年次に掲げる日から起算して4営業日前の日から当該日までの間に該当する期間は算入しません。①3月31日、②9月30日、③その他株式会社証券保管振替機構が定める株主確定日。）。ただし、当該新株予約権者が、2046年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2046年6月1日から2047年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注9 第11ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から歴日10日間に限り新株予約権を行使することができます（当該10日間には、毎年次に掲げる日から起算して4営業日前の日から当該日までの間に該当する期間は算入しません。①3月31日、②9月30日、③その他株式会社証券保管振替機構が定める株主確定日。）。ただし、当該新株予約権者が、2047年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2047年6月1日から2048年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注10 第12ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から歴日10日間に限り新株予約権を行使することができます（当該10日間には、毎年次に掲げる日から起算して4営業日前の日から当該日までの間に該当する期間は算入しません。①3月31日、②9月30日、③その他株式会社証券保管振替機構が定める株主確定日。）。ただし、当該新株予約権者が、2048年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2048年6月1日から2049年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注11 第13ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から歴日10日間に限り新株予約権を行使することができます（当該10日間には、毎年次に掲げる日から起算して4営業日前の日から当該日までの間に該当する期間は算入しません。①3月31日、②9月30日、③その他株式会社証券保管振替機構が定める株主確定日。）。ただし、当該新株予約権者が、2049年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2049年6月1日から2050年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。

(2) 職務執行の対価として交付された当社取締役及び監査役の保有する新株予約権等の状況

2021年3月31日現在の当社取締役及び監査役による当該新株予約権の保有状況は、次のとおりです。

	当 社 取 締 役		当 社 監 査 役	
	新株予約権の数	保有する人数	新株予約権の数	保有する人数
第3ノ1回新株予約権	906個	2名	0個	0名
第4ノ1回新株予約権	915個	2名	0個	0名
第5ノ1回新株予約権	1,289個	4名	6個	1名
第5ノ2回新株予約権	8個	1名	0個	0名
第6ノ1回新株予約権	1,344個	5名	52個	1名
第6ノ2回新株予約権	7個	1名	0個	0名
第7ノ1回新株予約権	935個	6名	39個	2名
第7ノ2回新株予約権	11個	1名	0個	0名
第8ノ1回新株予約権	815個	7名	3個	1名
第8ノ2回新株予約権	11個	1名	0個	0名
第9ノ1回新株予約権	722個	7名	5個	1名
第9ノ2回新株予約権	19個	2名	0個	0名
第10ノ1回新株予約権	906個	6名	5個	1名
第10ノ2回新株予約権	53個	4名	0個	0名
第11ノ1回新株予約権	947個	7名	5個	1名
第11ノ2回新株予約権	111個	5名	0個	0名
第12ノ1回新株予約権	853個	7名	4個	1名
第12ノ2回新株予約権	129個	7名	1個	1名
第13ノ1回新株予約権	881個	7名	4個	1名
第13ノ2回新株予約権	138個	7名	1個	1名

注1 社外取締役及び社外監査役は、新株予約権を保有していません。

注2 上記新株予約権の内容の概要は「(1)職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度中に当社使用人並びに当社子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

当該新株予約権の当社使用人並びに当社子会社の役員及び使用人への交付状況は、次のとおりです。

	当社使用人（注2）		当社子会社取締役（注3）		当社子会社使用人（注4）	
	新株予約権の数	人数	新株予約権の数	人数	新株予約権の数	人数
第13ノ1回新株予約権	211個	10名	100個	6名	324個	42名
第13ノ2回新株予約権	39個	10名	17個	6名	75個	45名

注1 上記新株予約権の内容の概要は「(1) 職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

注2 当社使用人には、当社執行役員を含んでおります。当社執行役員のうち7名は、当社子会社の取締役又は執行役員を兼務し、その報酬として本新株予約権の交付も受けております。上記の当社使用人10名に交付された本新株予約権の数は、当該兼務者7名が当社子会社の取締役又は執行役員の報酬として交付された本新株予約権80個（第13ノ1回新株予約権）、15個（第13ノ2回新株予約権）をそれぞれ含んでおります。

注3 本新株予約権は、当社子会社監査役には交付しておりません。上記の当社子会社取締役の人数及び新株予約権の数は、交付時点において当社取締役又は前注2記載の当社執行役員を兼務していた者の人数及び交付された本新株予約権の数を含んでおりません。交付時点において当社取締役を兼務し、当社取締役及び当社子会社取締役の報酬としてそれぞれ本新株予約権の交付を受けた当社子会社取締役は6名おります。当該兼務者に対し、当社子会社取締役の報酬として交付された本新株予約権の数はそれぞれ234個（第13ノ1回新株予約権）、37個（第13ノ2回新株予約権）です。

注4 当社子会社使用人には、当社子会社の執行役員及びフェローを含んでおります。上記の当社子会社使用人の人数及び新株予約権の数は、交付時点において前注2記載の当社執行役員を兼務していた者の人数及び交付された本新株予約権の数を含んでおりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下の企業理念を定め、これを業務執行の基本的な拠りどころとしております。

<企業理念>

わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。

当社は、この企業理念のもと、当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の経営を統括する持株会社として、当社グループ各社の業務執行が適正かつ健全になされることを目的として、実効性のある内部統制システムを構築するとともに、監査役による監査が適切に実施される体制を整備するため、会社法第362条に基づき、以下のとおり、当社の基本方針を定めました。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループがその企業活動を行うにあたっての基本的なポリシーとして制定された「富士フィルムグループ企業行動憲章」及び「富士フィルムグループ行動規範」に基づき、法令及び社会倫理に則った活動、行動の徹底を図る。
- (2) 当社は、当社グループの企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上・維持を目的として、社長を委員長とするESG委員会を設置し、さらに、コンプライアンスを推進する専任部門を設置し、当該部門を中心に、当社グループ全体におけるコンプライアンス意識の浸透と向上を図る。
- (3) 富士フィルムグループ行動規範やコンプライアンスに関連した国内外の当社グループの役員・従業員からの相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「内部通報窓口」という）を当社グループ内外に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処する。当社及びその子会社は、内部通報窓口を通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (4) 当社は、当社グループにおいて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法的勢力や団体との関係を排除し、これらの勢力や団体を利する行為をしない。
- (5) 当社及びその子会社は、稟議規程、文書管理規程、インサイダー取引防止に関する規程、個人情報等の管理規程、独禁法遵守規程、腐敗行為の防止に関する規程など必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく各種ガイドライン・マニュアルなどを制定し、定期的な教育を通じてコンプライアンスの徹底を図る。
- (6) 当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性確保のための内部統制システム、及びその運用の有効性を評価する体制の整備を推進する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、文書（電子媒体を含む）の保存及び管理に関して文書管理規程を制定する。当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を文書化し、同規程の定めるところに従って適切に保存及び管理する。
- (2) 当社の取締役及び監査役は、その職務執行に必要な場合、常時当該文書を閲覧することができる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループにおいて適切なリスク管理体制を構築するとともに、重要なリスク案件については、社長を委員長とするESG委員会において、グループ全体の観点から、基本方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行う。

- (2) 当社は、情報管理、安全衛生、環境、防災などに関わる各種の事業関連リスクについて、当社及びその子会社における規程、ガイドライン、マニュアルの制定及びリスク管理責任者の設置などにより、当社グループのリスク管理体制を構築する。また、当社及びその子会社は、個別の業務遂行において発生するリスク案件について適切に判断・対処するとともに、重要なリスク関連情報は、定められた手続きに従い、当社のESG委員会事務局に報告する。
- (3) 当社は、当社グループとして取り組むべき重点リスク課題を定期的に整理し、各課題について当社及びその子会社における対応策の検討・実施状況を管理する。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定期的に取り締役会を開催し、取締役会規程及びその関連規則に則り、グループ経営の基本的な方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに取締役の業務執行の監督を行う。取締役の任期は、その使命と責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、これを1年とする。
- (2) 当社は、業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を採用し、各執行役員の役割と責任範囲を執行役員業務管掌要綱で定める。各執行役員は取締役会が決定する基本方針に従い業務執行の任にあたる。執行役員の任期は、その使命と責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、これを1年とする。
- (3) 当社は、取締役会に付議すべき事項及びその他の重要事項について、関連する執行役員による審議を行う機関として経営会議を設置し、これを機動的に開催し効率的な業務執行、意思決定を図る。
- (4) 当社は、取締役会において当社グループの中期経営計画及び年度経営計画を策定する。当社及びその子会社は、当該計画に沿って業務を遂行し、定期的に遂行状況をレビューする。
- (5) 当社及びその子会社は、各業務部門の機能分担と責任を職務規程によって明確化し、業務執行の過程における個別の意思決定を稟議規程に従い適正かつ効率的に行う。

5. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、持株会社として、当社の子会社による業務遂行を株主の立場から監督するとともに、グループに共通する業務を統一的、効率的かつ適切に遂行し、当社グループの企業価値の最大化を図る。
- (2) 当社は、当社の監査役及び監査役スタッフが当社及びその子会社の監査を定期的に行うことができるよう体制を整備し、業務の適正の確保を図る。
- (3) 当社は、当社の子会社の重要な業務執行について、取締役会規程その他の関連規則において、当社の取締役会の承認又は経営会議の審議が必要となる事項及びその手続きを定め、当社の子会社にその遵守を求め、当社の子会社における業務遂行を管理する。
- (4) 当社は、事前報告規程を制定し、当社の主要な子会社の取締役会の決議事項及び報告事項について事前に報告を受け、また必要に応じてその他の事項について報告を求めることにより、当社グループにおける重要な業務遂行の状況を管理・監督する。
- (5) 当社は、当社グループの業務のIT化を積極的に推進し、業務遂行の正確性と効率性を常に向上させるよう努める。
- (6) 当社は、当社グループの内部監査機能を統合して機能強化を図り、グローバルな監査体制を構築する。当社は、当社の内部監査部門が当社及びその子会社の監査を定期的に行うことができるような体制を整備し、当社グループの業務の適正性の確保を図る。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査役スタッフ部門を設置し、当該部門所属の使用人が監査役スタッフの業務に従事することにより、当社の監査役の監査機能の充実を図る。
- (2) 上記の使用人は、当社の監査役の指揮命令に従い、その職務を補助する。当該補助者の人事については、当社の監査役の同意を得る。

7. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 当社及びその子会社において、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実が発生したときには、当該事実を発見した当社及びその子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた当社のコンプライアンス推進専任部門もしくは当社の子会社の監査役は、当該事実に関する事項について、速やかに当社の監査役に報告する。
- (2) 当社の業務部門又は当社の子会社は、業務遂行に関する月次報告書を当社の監査役に提供するものとし、また当社及びその子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役が監査に必要な範囲で業務遂行に関する事項の報告を求めたときには、これに協力する。
- (3) 当社及びその子会社は、上記の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、定期的開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を図る。また、原則として常勤監査役が重要会議である経営会議等に常時出席するほか、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- (2) 当社の監査役は、当社グループの監査の充実・強化のため、定期的に当社の主要な子会社の監査役と監査実施内容の共有化などを図り、意見交換を行う。
- (3) 当社の監査役は、内部監査部門、監査役及び会計監査人の相互連携が重要であるとの認識の下、三者間での情報の共有化を通じた効率的な監査の実施を図る。
- (4) 当社の関係部門及び当社の子会社は、当社グループの監査の実効性を確保するため、当社の子会社の監査役の員数及び常勤監査役の設置の有無等、当社の子会社の監査に必要な体制の構築に関して、当社の監査役と協議する。また、当社の子会社が監査役を選任する場合、その候補者を選ぶにあたっては、事前に当社の監査役と協議する。
- (5) 当社は、当社の監査役の職務執行により生ずる費用について、監査計画に基づき必要かつ十分な予算を確保し、関連する社内規程に従って負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

過去に発生した当社グループの海外子会社における不適切会計問題に関連する当社の内部統制システム及び運用上の課題に対処するため、当社はグループガバナンス全体に亘る改善方針を定め、関係各社・各部門において諸施策を推進してきました。当連結会計年度においても、関係各社・各部門における諸施策の推進を継続し、さらなる改善に結び付けることができました。当社は、引き続き内部統制システム及びコーポレートガバナンスの充実に向けた諸施策を実施するとともに、業務管理プロセスの一層の強化を進め、オープン、フェア、クリアな企業文化のさらなる浸透に努めております。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの役員・従業員に対し、グループ企業行動憲章・行動規範を周知し、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを重視し、オープン、フェア、クリアの精神で臨むことを基本とすることを徹底しています。当社は、当社グループの役員・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するように、関連規程やガイドラインなどを各社に整備させるとともに、教育啓発活動の推進や内部通報・相談窓口の設置・運用など、役員・従業員一人ひとりが適切な判断・行動をとることができる環境づくりに努めています。寄せられた通報・相談は、各社において適切に対処すべく運用しています。また、コンプライアンス

に関しては、所管する組織・会議体を明確にし、各社が各種コンプライアンス施策の推進及びコンプライアンスに係る重要事項の集約と管理を実施することにより、当社グループの役員・従業員のコンプライアンス意識の向上を図っています。

当連結会計年度においては、当社は国内及び海外従業員に対し、従業員のコンプライアンス意識の浸透度や職場でのコンプライアンス活動の実践状況を確認するコンプライアンス意識調査を実施し、グループ全体の結果をESG委員会で報告を行い、今後、地域別、各社別に当該結果をフィードバックしコンプライアンス施策に反映させます。

また、2017年11月以降、内部通報制度の実効性をより一層高めるために、グローバルで当社グループ全役員・従業員が当社コンプライアンス専任部門に直接通報できる内部通報制度を構築しました。加えて国内においては、2020年7月に富士フィルム株式会社及び富士ゼロックス株式会社（2021年4月1日付で富士フィルムビジネスイノベーション株式会社に社名変更しました）の内部通報制度を統合し、両社の知見、経験を集結させ、ハラスメント等の問題への対応力の強化を図りました。さらに、当社グループの財務報告の信頼性を確保すべく、チェックリストなどを使用して内部統制システムの運用の有効性評価を行いました。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び定款の定めに従い、株主総会議事録・取締役会議事録を作成し、原本を保存及び管理しています。また、稟議規程及び文書管理規程に基づき、稟議書を作成、保存、管理し、当社の取締役及び監査役からの閲覧の要請に常に対応できる状況を保持しています。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、情報管理、安全衛生、環境、防災などに関わる各種の事業関連リスクについて、当社及びその子会社において規程、ガイドライン、マニュアルなどを制定し、またリスク管理責任者を設置して、当該責任者を中心に規程などの運用及び管理を行うことによって、当社グループのリスク管理を行っています。当社及びその子会社は、個別の業務遂行において発生するリスク案件について適切に判断・対処するとともに、重要なリスク案件は、定められた手続きに従い、社長を委員長とする当社のESG委員会事務局に報告する体制となっております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に際し、当社グループとして日本に特別対策室を立ち上げ、アメリカ、ドイツ、シンガポール、中国の各グループ会社と連携して、各拠点への感染予防物資の支給及び従業員の安全確保の施策を実施し適切に対処しました。また、発生した個別の業務遂行に関するリスク案件は、当社及びその子会社において適切に対処されております。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定期的に取締役会を開催し、取締役会規程及びその関連規則に則り、グループ経営の基本的な方針と戦略の決定、当社及びその子会社の重要な業務執行に係る事項の決定、並びに取締役の業務執行の監督を行っています。

当連結会計年度においては、取締役会は12回開催されました。機動的な意思決定とグループガバナンスの強化を図るため、当社及び主要な子会社の取締役会規程及び取締役会上程基準を改正しました。また、当社は、年度経営計画を策定し、取締役会において定期的に計画遂行状況を確認するとともに、主要な子会社からの月次報告などにより、子会社各社の年度経営計画の遂行状況を確認しています。

5. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社として、当社の子会社の業務遂行を株主の立場から監督するとともに、当社の主要な子会社の取締役会の決議事項等につき報告を受けております。また、当社の取締役会規程その他関連規則に従い、当社の子会社の重要な業務執行に係る事項のうち、当社の事前承認が必要な事項については当社の事前承認を得たうえで進められております。これらの運用をもって、当社グループにおける重要な業務遂行の状況を管理・監督しています。また、当社グループにおける内部監査体制については、グローバルで一元的に当社及びその子会社の監査を直接実施しておりますが、販売・経費などのデータや貸借対照表・損益計算書

データのトレンド分析による異常値や数値悪化の検知、監査タイミングに合わせたメールフォレンジック監査と監視強化を要する子会社への定常的なメールフォレンジック監査、監査の進捗管理や発見事項に対する被監査各社の改善活動進捗をモニタリングするなど、ITを高度に活用し監査力強化と監査マネジメント強化に努めております。加えて、データ分析やメールフォレンジックのAI活用につき開発中であり、効率的かつ効果的な監査を推進しております。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会室の所属の使用人が監査役スタッフ業務に従事しており、当社の監査役の指揮命令に従って、監査役の職務遂行のための補助的役割を担い、当社の監査役の監査機能の充実を図っています。

7. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社及びその子会社の取締役及び使用人により発見された法令・定款に違反する重大な事実、不正行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実は、当該事実を発見した当社及びその子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた当社のコンプライアンス推進専任部門もしくは当社の子会社の監査役から、速やかに当社の監査役に報告される運用をとっております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、内部監査部門及び会計監査人と連携し、効率的に監査を実施するとともに、当社の代表取締役や当社の主要な子会社の監査役との定期的な意見交換、当社の子会社において選任されている監査役からの定期的な報告などを通じて、監査内容の充実を図っています。また、当社グループの監査役監査の実効性を確保するため、当社の関係部門及び当社の子会社は、当社の子会社の監査役の員数及び常勤監査役の設置の有無等、当社の子会社の監査に必要な体制の構築に関して、当社の監査役と協議しています。さらに、当社の子会社が監査役を選任する場合、当該子会社が候補者を選ぶにあたって、事前に当社の監査役と協議しています。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社の支配に関する基本方針）

基本方針及びその実現に資する特別な取組みの内容の概要

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方に基づき、当社グループの企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを下支えする「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させることなどにより、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、それを受け入れるか否かは最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者との十分な交渉機会を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあります。当社は、当社株式の大量買付を行おうとする者が現れた場合は、株主の皆様のご判断に資すべく積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るために、会社法及び金融商品取引法等の関係諸法令の範囲内で可能な措置を適切に講じてまいります。

当社は、上記基本方針の実現のために、「1. 企業集団の現況に関する事項 5) 対処すべき課題」に記載の諸施策を遂行することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

連結資本勘定計算書
(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

単位：百万円

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括利益 (△損失) 累積額	自己株式	株主資本合計	非支配持分	純資産合計
2020年4月1日現在残高	40,363	—	2,563,091	△164,100	△486,102	1,953,252	40,505	1,993,757
包括利益（損失）								
当期純利益			181,205			181,205	2,252	183,457
有価証券未実現損益変動額				12		12		12
為替換算調整額				79,174		79,174	1,461	80,635
年金負債調整額				31,742		31,742	44	31,786
デリバティブ未実現損益変動額				336		336		336
包括利益						292,469	3,757	296,226
自己株式取得					△20	△20		△20
自己株式売却			△32		401	369		369
当社株主への配当金			△39,979			△39,979		△39,979
非支配持分への配当金							△1,314	△1,314
新株予約権		485				485		485
利益剰余金から 資本剰余金への振替		1,525	△1,525					
非支配持分との 資本取引及びその他		△2,010				△2,010	△25,357	△27,367
2021年3月31日現在残高	40,363	—	2,702,760	△52,836	△485,721	2,204,566	17,591	2,222,157

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

- ① 連結子会社の数 310社
- ② 持分法適用関連会社の数 33社

(3) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

当社は有価証券及び投資有価証券を持分証券及び負債証券に分類し、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(以下、「基準書」といいます。)320及び321を適用しております。

持分証券……………公正価値による評価(評価差額は当期純利益に認識しております。)

負債証券……………公正価値による評価(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………主として移動平均法による低価法

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………主として定額法

無形固定資産……………主として定額法

なお、帳簿価額の回収可能性に疑いのある場合には減損の有無を検討し、必要な場合は帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。ただし、無形固定資産のうち存続期間に限りがないものについては、基準書350に準拠し、償却を行わずに少なくとも年1回減損の有無を検討し、必要な場合は帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………営業債権、リース債権及びその他の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、基準書715に準拠し、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。過去勤務債務については、従業員の平均残存勤務年数で定額償却しております。数理計算上の差異については、退職給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10%を超える部分について、従業員の平均残存勤務年数で定額償却しております。

(6) 営業権(のれん)……………基準書350に準拠し、償却を行わずに少なくとも年1回減損の有無を検討し、必要な場合は帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。

(7) 収益認識基準

当社では、基準書606に準拠し、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するに依りて)収益を認識する。

(8) 消費税等

消費税等の処理は税抜方式によっております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて連結計算書類を作成するために、当社の経営陣は必要に応じて仮定と見積りを行って連結計算書類や注記に記載された金額を算出しております。

それらの仮定と見積りは、営業債権、リース債権、関連会社等に対する債権、棚卸資産、投資有価証券、及び繰延税金資産の評価、減損を含む有形固定資産及び無形固定資産の評価、耐用年数及び償却方法、不確実な税務ポジション、年金数理計算による従業員年金債務の見積りに関係する仮定、並びに環境問題、訴訟、当局による調査等から生じる偶発債務等といった重要性のある項目を含んでおります。実際の結果がこれらの見積りと異なることもあり得ます。

新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」と記載します。）の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、今後の当社への影響を予測することは極めて困難ではありますが、最善の見積りを行う上で一定の仮定として、翌連結会計年度の一定期間に亘り当該影響が継続するとの前提で、会計上の見積りを行っております。

なお、COVID-19による経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 保証債務……………金融機関に対する従業員の住宅ローン保証等 2,886百万円
- (2) 受取手形割引高…………… 1,512百万円
- (3) その他の包括利益（△損失）累積額には、有価証券未実現損益、為替換算調整額、年金負債調整額及びデリバティブ未実現損益が含まれています。

4. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社は有形固定資産及び無形固定資産について、事業環境の変化による見積将来キャッシュ・フローの低下等により回収可能性がないと判断されたため、41,137百万円の減損損失を認識しました。減損損失は主に連結損益計算書の売上原価に含まれております。

5. 連結資本勘定計算書に関する注記

(1) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	18,986百万円	47円50銭	2020年3月31日	2020年6月30日
2020年11月10日 取締役会	普通株式	18,989百万円	47円50銭	2020年9月30日	2020年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	20,990百万円	52円50銭	2021年3月31日	2021年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

③ 当連結会計年度に対応する剰余金の配当（決議予定の配当を含む。）を認識する方法を採用しております。

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）に関する事項

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	1,475,500株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の公正価値は、入手可能な市場価格又は他の適切な評価方法によって算定しております。金融商品の公正価値の見積りに際して、当社は最適な判断をしておりますが、見積りの方法及び仮定は元来主観的なものです。従って見積額は、現在の市場で実現するかあるいは支払われる金額を必ずしも表わしているものではありません。金融商品の公正価値の見積りにあたっては、次の方法及び仮定が採用されております。

① 現金及び現金同等物、営業債権、リース債権、関連会社等に対する債権、社債（1年以内償還分）及び短期借入金、営業債務、設備関係債務、関連会社等に対する債務：

満期までの期間が短いため、公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

② 投資有価証券：

活発な市場のある株式の公正価値は、公表されている相場価格に基づいております。活発な市場のない負債証券については、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。

③ 社債及び長期借入金：

社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている相場価格、又は貸借対照表日における類似の資金調達契約に適用される利率で割り引いた将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定しております。社債及び長期借入金の公正価値及び帳簿価額（1年以内償還・返済予定分を含む。）は498,543百万円及び497,254百万円であります。

④ デリバティブ：

外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等の公正価値は、取引金融機関又は第三者から入手した市場価値に基づいており、観察可能なインプットを用いて評価しております。デリバティブ資産の公正価値及び帳簿価額は8,155百万円であり、またデリバティブ負債の公正価値及び帳簿価額は4,933百万円であります。

(2) 金融商品の状況に関する事項

当社の保有している金融商品のうち潜在的に著しい信用リスクにさらされているものは、主に投資有価証券、営業債権、リース債権及びデリバティブであります。

投資有価証券については、市場価格の変動等のリスクにさらされていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債権及びリース債権については、大口顧客に対する営業債権及びリース債権を含んでいるために、信用リスクにさらされていますが、預り保証金の保持及び継続的な信用評価の見直しによって、リスクは限定されております。貸倒引当金は、潜在的な損失を補うために必要と思われる金額の水準を維持しております。

デリバティブについては、契約の相手方の契約不履行から生じる信用リスクにさらされていますが、これらは信用度の高い金融機関を相手方とすることで、リスクを軽減しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり株主資本		5,514円14銭
1株当たり当社株主帰属当期純利益	基本的	453円28銭
	希薄化後	451円75銭

8. 収益認識に関する注記

当社の履行義務の形態は、コンシューマー向け製品及び業務用製品、設置が必要となる機器、サービスの大きく3つに区分されます。

コンシューマー向け製品及び業務用製品の販売については、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転する時期に応じて、製品が顧客に引き渡された時点、又は出荷された時点で収益を認識しております。設置が必要となる機器については、機器が設置され、顧客の受入が得られた時点で収益を認識しております。サービスの提供については、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

9. 事業買収及び子会社売却に関する注記

(1) (株)日立製作所の画像診断関連事業の買収

当社の完全子会社である富士フイルム(株)は、ヘルスケア領域のさらなる事業拡大を目的として、(株)日立製作所の画像診断関連事業（以下、「対象事業」と記載します。）を買収いたしました。本買収にあたり、(株)日立製作所が対象事業の承継のために設立した新会社、富士フイルムヘルスケア(株)の全株式を、現金を対価として取得し完全子会社化することで、2021年3月31日に対象事業を継承しました。取得価額は185,349百万円であります。

(2) (株)ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング株式の売却

当社の完全子会社である富士フイルム(株)は、帝人(株)（以下、「帝人」と記載します。）との間で、当社グループの連結子会社である(株)ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング（以下、「J-TEC」と記載します。）の普通株式に対して、帝人が実施する公開買付（本公開買付）に、保有するJ-TECの普通株式の全てを応募する旨の公開買付応募契約を2021年1月29日に締結しました。本公開買付の成立に伴い、2021年3月9日をもってJ-TECは当社グループの連結子会社から外れました。J-TECの支配の喪失に伴い認識した子会社株式売却益は29,334百万円であり、連結損益計算書上「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

株主資本等変動計算書
(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株 主 資 本								評価・換算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 合 計			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金(注)	利益剰余金 合 計					
当 期 首 残 高	40,363	63,636	63,636	10,090	1,615,008	1,625,098	△486,101	1,242,996	4,509	4,401	1,251,907
当 期 変 動 額											
剰余金の配当					△37,975	△37,975		△37,975			△37,975
当 期 純 利 益					26,234	26,234		26,234			26,234
自己株式の取得							△20	△20			△20
自己株式の処分					△30	△30	400	369			369
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									11,683	477	12,160
当期変動額合計	-	-	-	-	△11,771	△11,771	380	△11,391	11,683	477	769
当 期 末 残 高	40,363	63,636	63,636	10,090	1,603,236	1,613,327	△485,721	1,231,604	16,192	4,879	1,252,676

(注) その他利益剰余金の内訳

	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰余金合計
当 期 首 残 高	1,323,305	291,703	1,615,008
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		△37,975	△37,975
当 期 純 利 益		26,234	26,234
自己株式の処分		△30	△30
当期変動額合計	-	△11,771	△11,771
当 期 末 残 高	1,323,305	279,931	1,603,236

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定額法

無形固定資産……………定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

② ヘッジ会計の方法……………特例処理の要件を満たす金利スワップ等について、特例処理を採用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

……………当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性の判断

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

1,187百万円

(2) その他の情報

① 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性を評価し、将来減算一時差異等のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上しております。

② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得については、事業計画を基礎として見積っております。当該事業計画では、新型コロナウイルス感染症の影響が当事業年度以降も一定期間にわたり継続するとの仮定に基づき、将来の売上高等を予測しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

見積りの根拠となる事業計画の前提条件の予測不能な変化によって繰延税金資産の回収可能性が低下した場合には、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

2,183百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

378,225百万円

短期金銭債務

1,417百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

30,995百万円

その他の営業取引

1,396百万円

営業取引以外の取引による取引高

2,288百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

114,823,247株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は、過年度に実施した会社分割における新設分割設立会社の株式に係る一時差異、その他有価証券評価差額等であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	富士フィルム 株 式 会 社	所有 直接 100.0	経営指導の受託、資 金貸借関係、出向者 の受入、役員の兼任 等	資金の貸付 (注1, 2)	84,512	短期貸付金	194,978
				資金の借入 (注1, 3)	△10,000	短期借入金	—
				出向者給与の 支払 (注4)	2,610	未払費用	278
				経営管理料 (注5)	3,790	未収入金	317
				関係会社負担 費用の請求 (注6)	2,244	未収入金	349
子会社	富士ゼロックス 株 式 会 社 (注7)	所有 直接 間接 75.0 25.0	経営指導の受託、資 金貸借関係、出向者 の受入、役員の兼任 等	資金の貸付 (注1, 2)	△94,495	短期貸付金	169,005
				出向者給与の 支払 (注4)	2,307	未払費用	228
				関係会社負担 費用の請求 (注6)	2,205	未収入金	377

(注1) 資金の貸借については、CMS（キャッシュマネジメントサービス）による取引であり、取引金額は、当期首残高からの増減額を表示しております。

(注2) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注4) 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(注5) 経営管理料は、経営の管理・監督・指導に関する契約に基づき決定しております。

(注6) 関係会社負担費用は、各子会社への業務量に応じて費用負担額を決定しております。

(注7) 富士ゼロックス株式会社は、2021年4月1日付で、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社に社名変更しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	古 森 重 隆	被所有 直接 0.0	当社代表取締役	ストックオプ ションの権利 行使 (注1)	11	—	—

(注1) 2009年6月26日定時株主総会並びに2017年4月27日取締役会の決議により発行した新株予約権の、当事業年度における権利行使を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,121円03銭

1株当たり当期純利益 65円62銭

以 上